

(図表) 注意義務の程度の具体例

善管注意義務	自己の財産に対するのと同じの注意義務
不在者の財産管理人 (25条) 留置権者 (298条1項) 質権者 (350条, 298条1項) 特定物引渡し前の債務者 (400条) 受任者 (644条) 業務執行組合員 (671条, 644条) 事務管理者 (698条反対解釈) 後見監督人 (852条, 644条) 後見人 (869条, 644条) 相続人不存在における相続財産管理人 (953条) 財産分離請求後の相続財産管理人 (943条) 遺言執行者 (1012条2項, 644条)	無償受寄者 (659条) 親権者 (827条) 相続の放棄・承認前の相続人 (918条1項) 限定承認者 (926条1項) 相続放棄者 (940条1項) 限定承認における相続財産管理人 (936条3項, 926条1項) 財産分離請求後の相続人 (944条1項)

(図表) 種類債権の特定と弁済の提供 (492条)

	種類債権の特定	弁済の提供
持参債務・送付債務	現実の提供 (493条本文) によって生じる	
取立債務	分離・準備・通知を要する	準備・通知により生じる (493条ただし書)
効果	①目的物が定まる ②危険の移転 (534条2項) ③善管注意義務 (400条) が生じる ④所有権の移転	①債務不履行責任を免れる (492条) ②注意義務軽減 ③危険の移転 (536条2項) ④増加費用請求権 (485条ただし書) の発生 ⑤約定利息は発生を止める ⑥同時履行の抗弁権 (533条) を失わせる

(図表) 不法行為における過失相殺 (722条2項) との比較

	債務不履行における過失相殺 (418条)	不法行為における過失相殺 (722条2項)
賠償額の軽減	可	可
賠償責任の否定	可	不可
過失相殺の考慮	考慮は必要的	考慮は任意的
対象	責任及び金額	金額のみ

行政行為の分類

(図表) 許可, 特許, 認可について

	法律行為的行政行為		
	命令的行為	形成的行為	
	許可 ※2	特許 ※1※2	認可 ※2
意義	許可とは、法令又は行政行為によって課されている一般的禁止を特定の場合に解除する行為をいう。	特許とは、人が生まれながらには有していない新たな権利その他法律上の力ないし地位を特定人に付与する行為をいう。	認可とは、私人間で締結された契約、合同行為等の法律行為を補充してその法律上の効果を完成させる行為をいう。
具体例	風俗営業の許可、公衆浴場の許可、公安条例による集団示威行進の許可	鉱業権設定の許可、河川や道路の占用免許、土地収用に関わる事業認定	農地法上の許可、河川法上の承認、土地改良区の設立の認可
違反の場合の私法上の効力	有効 ※3	無効 ※4	
裁量 ※5	狭 ※6	広 ※7	
行政手続法との関連	「申請に対する処分」又は「不利益処分」の規制を受ける ※8	「申請に対する処分」の規制を受ける ※9	

※1 電気、ガス、鉄道事業等の許可に関して、公企業の特許という問題がある。近時は、規制緩和により国家から与えられる特権という色彩は次第に希薄化している。このような事態を「許可と特許の区別の相対化現象」という。

※2 法令上の用語とは一致しないことに注意。法文上は単に「許可」とされることが多い。

※3 行政主体との関係で禁止されるだけで、私法上も禁止されているとは限らないため。

※4 特許と認可は、それに係る私人の活動の法的効果に直接に関わるため。なお、認可はあくまでも補充的な行為であり、それが前提としている私人の法律行為が無効であったり取り消された場合は、認可があってもその法律行為は効果を生じない。

※5 許可か特許かという行為の本質よりも、個々の法令の趣旨、目的に即して考えるべきとする見解がある。

※6 本来自由であるはずの行為が規制されているため。

※7 特権を付与するか否かは、私人の本来的自由にかかわるものではないため。

※8 特許的行政処分や認可的行政処分が必ず申請に対して与えられるのと異なり、必ずしも申請を前提としないため。申請により許可が求められる場合は、もちろん「申請に対する処分」として行政手続法5条ないし11条の規制を受けるが、許可制に関連して行政庁が一方的に許可の取消処分を行うような場合は、「不利益処分」として行政手続法12条ないし31条の規制を受ける。

※9 特許的行政処分や認可的行政処分は必ず申請に対して与えられる。

(図表) 準法律行為的行政行為

確 認	特定の事実又は法律関係の存否について公の權威をもって判断する行為で、法律上、法律関係を確定する効果の認められるもの	当選人の決定 建築確認
公 証	特定の事実又は法律関係の存在を公に証明する行為のうち、法律により法律効果の発生が予定されているもの	選挙人名簿への登録 戸籍への記載
通 知	特定人ないし不特定多数人に対し一定の事項を知らせる行為のうち、法律が一定の法律効果を付しているもの	納税の督促 代執行の戒告
受 理	他人の行為を有効な行為として受け付ける行為で、これにより法律上一定の効果が発生するもの	不服申立ての受理

◎ 最判昭56.2.26

本件拒否処分は、ストロングライフは、専ら、劇物であるブロムアセトンの有する催涙作用が人体に開眼不能等の機能障害を生じさせることをその用途とするものであり、保健衛生上の危険性が顕著であるからという理由により、毒物及び劇物取締法の解釈上設備に関する法定の登録拒否事由がなくてもその輸入業の登録を拒否することができるとの見解の下にされたものである。しかしながら、同法は、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業の登録については、登録を受けようとする者が前に登録を取り消されたことを一定の要件のもとに欠格事由としているほかは、登録を拒否しうる場合をその者の設備が毒物及び劇物取締法施行規則四条の四で定める基準に適合しないと認めるときだけに限定しており（五条）、毒物及び劇物の具体的な用途については、同法二条三項にいう特定毒物につき、特定毒物研究者は特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない旨（三条の二第四項）、及び、特定毒物使用者は特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない旨（三条の二第五項）を定めるほかには、特段の規制をしていないことが明らかであり、他方、人の身体に有害あるいは危険な作用を及ぼす物質が用いられた製品に対する危害防止の見地からの規制については、他の法律においてこれを定めたいくつかの例が存するのである（例えば、食品衛生法、薬事法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、消費生活用製品安全法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等においてその趣旨の規定が見られる。）。これらの点をあわせ考えると、毒物及び劇物取締法それ自体は、毒物及び劇物の輸入業等の営業に対する規制は、専ら設備の面から登録を制限することをもって足りるものとし、毒物及び劇物がどのような目的でどのような用途の製品に使われるかについては、前記特定毒物の場合のほかは、直接規制の対象とせず、他の個々の法律がそれぞれの目的に応じて個別に取り上げて規制するのに委ねている趣旨であると解するのが相当である。そうすると、本件ストロングライフがその用途に従って使用されることにより人体に対する危害が生ずるおそれがあることをもってその輸入業の登録の拒否事由とすることは、毒物及び劇物の輸入業等の登録の許否を専ら設備に関する基準に適合するか否かにかからしめている同法の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。

## 【プライバシー権】

### 一 ☆ (論点) プライバシー権の内容

A説 「ひとりで放っておいてもらう権利」(静穏のプライバシー権)である。

〔批判〕 権利の内容が明確でなく、かつ、情報化社会の下、プライバシーを消極的権利と狭くとらえるのは妥当でない。

B説 「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」である。(東京地判昭39.9.28,「宴のあと」事件)

〔批判〕 プライバシー権で保護される範囲を私生活の公開に限定するのは、個人の自律領域保護の観点から狭すぎる。

C説 「自己に関する情報をコントロールする権利」(情報プライバシー権)である。

〔理由〕 情報化社会において、個人の自律領域保護を図るためには、公権力や大組織に対して、自己情報につきコントロールを及ぼすべきである。

### ◎ レセプト情報公開請求事件(最判平13.12.18)

#### 〔事案〕

公文書公開条例に基づき、病院からY県に提出されていた診療報酬明細書(いわゆるレセプト)を、本人Xとその配偶者が(以下「Xら」という)、共同で公開請求したところ、当該情報が不開示事由である、同条例8条1号の「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものに該当するとして、なされた非公開決定に対し、Xらがその取消しを求めて出訴した。なお、同条例には自己の個人情報の開示を請求することを許さない趣旨の規定等は存在せず、当時、Y県では個人情報保護制度が採用されていなかった。

#### 〔判旨〕

情報公開制度と個人情報保護制度は、「本来、異なる目的を有するものであって、公文書を公開しないし開示する相手方の範囲も異なり、請求を拒否すべき場合について配慮すべき事情も異なるものである。そして、地方公共団体が公文書の公開に関する条例を制定するに当たり、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものとするかは、基本的には当該地方公共団体の立法政策にゆだねられているところである。」しかし、両者は、「互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということができるのである。とりわけ、本件において問題とされる個人に関する情報が情報公開制度において非公開とすべき情報とされるのは、個人情報保護制度が保護の対象とする個人の権利利益と同一の権利利益を保護するためであると解されるのであり、この点において、両者はいわば表裏の関係にあることができ、本件のような情報公開制度は、限定列挙された非公開情報に該当する場合にのみ例外的に公開請求を拒否することが許されるものである。これらのことにかんがみれば、個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の上記権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが、条例の合理的な解釈といふべきである。」

## 二 プライバシー権の憲法上の根拠

プライバシー権は、通信の秘密(21条2項後段)、住居の不可侵(35条)、供述を強要されない権利(38条1項)、思想・良心の自由(19条)などによっても保護されるが、これらの条項が妥当しない場合に補充的に13条により保護されることになるかと解するのが一般的である。

### 三 プライバシー権に対する侵害

#### 1 対公権力との関係

公権力がその人の意思に反して接触を強要し、その人の道徳的自律の存在に関わる情報を取得、利用ないし対外的に開示することは原則的に禁止される。

もともと、公権力が個人情報を正当な目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用してただちにプライバシー侵害とはいえない。しかし、個人情報も悪用されればプライバシー侵害の問題が生じる。

そこで、その保護のために国家機関の保有する記録について知り、訂正や削除を要求する権利を付与するプライバシー保護法の制定の必要が叫ばれ、昭和63年に不十分ながら個人情報を保護する法律が制定された。

その後、平成15年に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護関連法が制定され、一定の要件の下に国家機関の保有する個人情報の開示・訂正等が認められるに至った。

#### ◎ 前科照会事件（最判昭56. 4. 14）

##### 【事案】

Xは、訴外株式会社N教習所の技術指導員であったが解雇され、地位保全の仮処分により従業員たる地位が認められていた。Nの依頼を受けた訴外A弁護士が、弁護士法23条の2に基づいて「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」として、京都弁護士会を通じて京都市伏見区役所にXの前科を照会したため、伏見区役所は、中京区役所に回付し、中京区役所は、弁護士会あてにXの道路交通法違反11犯、業務上過失傷害1犯、暴行1犯の前科を報告した。弁護士を通じてXの前科を知ったNは、経歴詐称を理由としてXに予備的解雇を通告した。そこで、Xは、京都市に対し、中京区長の過失による名誉、信用、プライバシー侵害を理由に損害賠償を求めて訴えを提起した。

##### 【判旨】

「前科及び犯罪経歴（以下『前科等』という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならない…。前科等の有無が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村長に照会して回答を得るのでなければ他に立証方法がないような場合には、裁判所から前科等の照会を受けた市区町村長は、これに応じて前科等につき回答をすることができるのであり、同様な場合に弁護士法23条の2に基づく照会に応じて報告することも許されないわけのものではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求される…。本件において、…被上告人の前科等の照会文書には、照会を必要とする事由としては、右照会文書に添付されていたA弁護士の照会申出書に『中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため』とあつたにすぎないというのであり、このような場合に、市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる」

#### ◎ 最判昭61. 2. 14

「速度違反車両の自動撮影を行う本件自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいつて緊急に証拠保全を必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法13条に違反せず、また、右写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容ぼうを撮影することになつても、憲法13条、21条に違反しないことは、当裁判所昭和44年12月24日大法廷判決〔注：京都府学連事件〕…の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がなく、憲法14条、31条、35条、37条違反をいう点は、本件装置による速度違反車両の取締りは、所論のごとく、不当な差別をもたらす、違反者の防禦権を侵害しあるいは捜査に類

似する不合理な捜査方法とは認められないから、所論はいずれも前提を欠き、適法な上告理由に当たらない。」

◎ 最判平20.3.6

本人確認情報の住基ネットへの提供とその利用により、住民Xらがプライバシーの権利等の人格権を侵害されたとして、居住する市に対し国家賠償請求等に及んだ事案において、最高裁は、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」（最大判昭44.12.24）とした上で、本人確認情報（氏名、生年月日、性別及び住所）は、「人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり、…個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。また、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、住民基本台帳を保管する各市町村において管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである。」「住民票コードは、住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等を目的として、都道府県知事が無作為に指定した数列の中から市町村長が一を選んで各人に割り当てたものであるから、上記目的に利用される限りにおいては、その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。」「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」

「そうすると、行政機関が住基ネットにより住民であるXらの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということではなく、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない」とし、自己決定権ないし利益についても違法に侵害するものではないとしている。

2 対私人との関係

私人によるプライバシーの侵害に対しては、憲法13条を根拠としてその排除を求めることはできず、名誉毀損（民法710条、723条）や不法行為（民法709条）により救済することになる。

言論によるプライバシー侵害が問題となるのは、主として私生活上の事実が本人の意に反して公表される場合であるが、プライバシーと表現の自由との調整は、名誉と表現の自由の場合と基本的に同様と考えられている。ただし、名誉毀損の場合と異なり、プライバシーの侵害については真実性の証明によって免責されることはない。なぜなら、公表された内容が真実であればあるほど、被害者の損害が大きくなるからである。そこで、プライバシーの場合には、表現行為の公共性が重要になる。

◎ 「宴のあと」事件（東京地判昭39.9.28）

プライバシー権侵害の成立要件を以下のように示す。公開された内容が ①私生活上の事実または事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、③一般の人々にまだ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことを必要とする。

◎ ノンフィクション「逆転」事件（最判平6.2.8）

【事案】

1964年8月、当時アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄県で、Xら4名と米兵ABとの喧嘩により、Aが死亡し、Bが負傷するという事件が起こった。Xら4名は、アメリカ合衆国琉球列島

民政府高等裁判所に傷害致死および傷害の罪で起訴され、陪審評議の結果、Aに対する傷害の罪で、Xほか2名が懲役3年の実刑判決、他の1名が懲役2年、執行猶予2年の有罪判決を受けた。

Xは、服役し、仮出獄し、沖縄でしばらく働いた後に上京し、都内のバス会社に運転手として就職した。Xは、その後、結婚したが、会社にも、妻にも、前科を秘匿し、Xの周囲には、その前科にかかわる事実を知る者はいなかった。

Yは、本件裁判の陪審員の1人であったが、その体験に基づき、「逆転」と題する著作を執筆し、ノンフィクション作品として高い評価を受け、大宅賞を受賞した。そこで、Xは、本件著作で実名が使用されたため、前科にかかわる事実が公表され、精神的苦痛を被ったと主張して、Yに対し、慰謝料300万円の支払を求め訴えを提起した。

#### 【判旨】

##### ① 前科を公表されない権利

「ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決を受け、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接にかかわる事項であるから、その者は、みだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する」「そして、その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する」

##### ② 前科公表と表現の自由

「もともと、ある者の前科等にかかわる事実は、他面、それが刑事事件ないし刑事裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事項にかかわるものであるから、事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もある」「さらにまた、その者が選挙によって選出される公職にある者あるいはその候補者など、社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として右の前科等にかかわる事実が公表されたときは、これを違法というべきものではない」

「前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」

「本件事件及び本件裁判から本件著作が刊行されるまでに12年余の歳月を経過しているが、その間、Xが社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実に照らせば、Xは、その前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたことは明らかである…。しかも、Xは、地元を離れて大都会の中で無名の一市民として生活していたのであって、公的立場にある人物のようにその社会的活動に対する批判ないし評価の一資料として前科にかかわる事実の公表を受忍しなければならない場合ではない。」

「上告人自身を含む陪審員については、実名を用いることなく、すべて仮名を使用しているのであって、本件事件の当事者であるXについては特にその実名を使用しなければ本件著作の右の目的が損なわれる、と解することはできない。」

「本件著作において、上告人がXの実名を使用して右の事実を公表したことを正当とするまでの理由はない」

◎ 「石に泳ぐ魚」事件（最判平14. 9. 24）

【事案】

芥川賞を受賞するなど著名なY 1が執筆した小説「石に泳ぐ魚」が、出版社Y 2（新潮社）発行の月刊誌「新潮」に掲載された。同小説は、Y 1の自伝小説であるが、Y 1と交友関係にあったXは、同小説に登場する「朴里花」という人物にはその顔面に完治の見込みのない腫瘍があること、「朴里花」の父は、日本国内の大学で教授をしていたが、講演先の韓国でスパイ容疑により逮捕された経歴を持っていることなどXと一致する特徴等が与えられていることから、自分をモデルとしており、同小説の記述中には、自らのプライバシー、名誉および名誉感情を侵害する部分があるとして、Yらに対して、損害賠償と小説の単行本化など出版公表の差止めを求め訴えを提起した。

【判旨】

「原審は、次のとおり判断し、Y 1、Y 2…に対して100万円の慰謝料及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を…命じ、また、Y 1及びY 2らに対し、本件小説の出版等の差止めを命じるべきものとした。

- (1) 本件小説中の『朴里花』とXとは容易に同定可能であり、本件小説…の公表により、Xの名誉が毀損され、プライバシー及び名誉感情が侵害されたものと認められる。
- (2) Xは、本件小説…の公表により、精神的苦痛を被ったものと認められ、…Y 1及びY 2らは、連帯して100万円及びこれに対する遅延損害金の…支払義務がある。
- (3) 人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる…。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである。

Xは、大学院生にすぎず公的立場にある者ではなく、また、本件小説において問題とされている表現内容は、公共の利害に関する事項でもない。さらに、本件小説の出版等がされれば、Xの精神的苦痛が倍加され、Xが平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれがある。そして、本件小説を読む者が新たに加わるごとに、Xの精神的苦痛が増加し、Xの平穏な日常生活が害される可能性も増大するもので、出版等による公表を差し止める必要性は極めて大きい。

以上によれば、XのY 1及びY 2らに対する本件小説の出版等の差止め請求は肯認されるべきである。」

「原審の確定した事実関係によれば、公共の利益に係わらないXのプライバシーにわたる事項を表現内容に含む本件小説の公表により公的立場にないXの名誉、プライバシー、名誉感情が侵害されたものであって、本件小説の出版等によりXに重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあるというべきである。したがって、人格権としての名誉権等に基づくXの各請求を認容した判断に違法はなく、この判断が憲法21条1項に違反するものでないことは、当裁判所の判例」最大判昭44. 6. 25（夕刊和歌山時事事件）、最大判昭61. 6. 11（北方ジャーナル事件）「の趣旨に照らして明らかである。」



## ◎ 最判平15.9.12

### 【事案】

早稲田大学で、中華人民共和国の江沢民主席の講演会が開催されることになり、参加の申込みは、参加者名簿に、学籍番号、氏名、住所および電話番号を記入してなすこととされた。同大学は、警視庁から、警備のため、講演会に出席する者の名簿を提出するよう要請を受けて、本件名簿の写しを提出することとしたが、参加者の同意は得ていなかった。当時同大学の学生であったXらは、講演会に参加したが、江主席の講演中に座席から立ち上がって『中国の核軍拡反対』と大声で叫ぶなどしたため、私服の警察官らに建造物侵入および威力業務妨害の嫌疑により現行犯逮捕された。その後、Xらは、講演会を妨害したことを理由として同大学からけん責処分が付された。

そこで、Xらは、早稲田大学に対し、違法な逮捕に協力し無効なけん責処分をしたことを理由とする損害賠償、同処分の無効確認並びに謝罪文の交付および掲示を求めるとともに、早稲田大学がXらを含む講演会参加申込者の氏名等が記載された名簿の写しを無断で警視庁に提出したことが、Xらのプライバシーを侵害したものであるとして、損害賠償を求め訴訟を提起した。

### 【判旨】

#### ① 個人情報とプライバシー権

「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、早稲田大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。」「しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、…本件個人情報は、Xらのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」

#### ② 個人情報の管理

「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集した早稲田大学は、上告人らの意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについてXらの同意を得る手続を執ることなく、Xらに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、Xらが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、Xらのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」

## ◎ 長良川事件報道訴訟（最判平15.3.14）

### 【事案】

Xは、未成年時代に犯した殺人、強盗殺人、死体遺棄等の公訴事実で起訴され審理を受けていたところ、Y発行の週刊誌において、これらの刑事事件についての記事が掲載された。その記事の中でYは実名類似のX'という仮名（漢字4文字のうち2文字の音が実名Xと同一）を用いて事件の態様等（犯人情報）やXの非行歴、交友関係等（履歴情報）を詳細に記載したため、Xは、これが推知報道禁止を定める少年法61条に違反し、名誉、プライバシーを侵害するとして損害賠償を求め訴訟を提起した。

### 【判旨】

#### ① 名誉・プライバシー侵害

「本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、いずれもXの名誉を毀損する情報であり、また、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報であるというべきである。そして、Xと面識があり、又は犯人情報あるいはXの履歴情報を知る者は、その知識を手がかりに本件記事がXに関する記事であると推知することが可能であり、本件記事の読者の中にこれらの者が存在した可能性を否定することはできない。そして、これらの読者の中に、本件記事を読んで初めて、Xについてのそれまで知っていた以上の犯人情報や履歴情報を知った者がいた可能性も否定することはできない。

したがって、Yの本件記事の掲載行為は、Xの名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものである」

② 推知報道（少年法61条）にあたるか否かの基準

「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきところ、本件記事は、Xについて、当時の実名と類似する仮名が用いられ、その経歴等が記載されているものの、Xと特定するに足りる事項の記載はないから、Xと面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事により、Xが当該事件の本人であることを推知することができるとはいえない。したがって、本件記事は、少年法61条の規定に違反するものではない。」